記者発表資料

令和６年１２月１９日
秋田河川国道事務所
酒田河川国道事務所

国道7号遊佐象潟道路の開通時期の見直しについて

○ 国道7号遊佐象潟道路(延長 17.9 ㎞)については、令和7年度及び令和8年度の開通に向け、鋭意工事を進めているところです。

○ このうち、一部区間では、今年7月の豪雨による影響や史跡保存のための関係機関協議等に時間を要している状況のため、設計や施工計画の見直し等を実施してまいりました。

○ その結果、遊佐鳥海IC～吹浦IC 間については、当初の予定通り令和8年度の開通目標とするものの、吹浦IC～小砂川IC 間については、見直した施工計画により残工事量を精査しても、開通時期の見直しが必要と判断したところです。

○ なお、見直し後の開通時期については、今後の構造物工事や切土工事の進捗を踏まえて工程を精査し、改めてお知らせいたします。

■開通時期の見直し(吹浦IC～小砂川IC 間)

≪現在≫		≪見直し後≫
令和8年度開通予定	⇒	開通時期については、構造物工事や切土工事の進捗を踏まえて精査

※未開通区間のIC名称及び構造物名称は仮称です。

記者発表先:秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、酒田記者クラブ、鶴岡記者会、山形建設業界専門紙

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 電話:018-823-4167(代表)
副所長(道路担当) 長濱谷 和典 (内線 205)

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 電話:0234-27-3331(代表)
副所長(道路担当) 千葉 満也 (内線 205)

国道7号　遊佐象潟道路（令和6年7月の大雨による被災箇所の状況等）



遊佐象潟道路　延長17.9km　　用地進捗率：約90%（令和6年3月31日時点）

（起）山形県飽海郡遊佐町　　（終）秋田県にかほ市象潟町

R8年度 完成2車線開通予定　延長2.3km

開通時期見直し　延長8.3km

R7年度　完成2車線開通予定　延長7.3km

（仮）女鹿IC橋（下部工施工中）　延長52m

（仮）観音森跨道橋（下部工施工中）　延長72m

（仮）大砂川跨道橋（上部工施工中）　延長85m

（仮）大砂川橋（完成）　延長99m

（仮）大道跨道橋（完成）　延長45m

（仮）奈曽川橋（完成）　延長225m

（仮）川袋川橋（上下部工施工中）　延長146m

（仮）川袋小川橋（上部工施工中）　延長166m

（仮）市の沢川橋（完成）　延長87m

（仮）栗目木沢橋（完成）　延長89m

（仮）鳥海あかね橋（未着手）　延長19m

（仮）布倉橋（未着手）　延長122m

（仮）吹浦高架橋（上部工施工中）　延長1,741m

（仮称）吹浦IC

（仮称）女鹿IC

（仮称）小砂川IC

遊佐鳥海I.C

象潟IC

至酒田

至秋田

写真①

写真②

②史跡保存内容の変更

①令和6年7月の豪雨等による施工計画の見直し

山形県　秋田県

酒田みなと～遊佐

開通済
事業中





- 被災により(仮)吹浦高架橋第6ブロックの上部工架設作業に約1ヶ月程度の遅れが発生。
- 施工手順の見直しにより、11月に上部工架設を完了しており、工程の遅れを解消。

▲(仮)吹浦高架橋 工事状況





- 切土等を行うための工事進入路が被災。
- 現在も全面通行止めが続いており、通行が出来ない状況。(復旧見込み未定)

▲工事進入路の状況

国道7号　遊佐象潟道路（ゆざきさかた）（①7月の豪雨等による施工計画の見直し）

○R6.7大雨の被災により、切土区間（小砂川地区①）は両方向からの施工が困難となり、片側からの施工となった。
○追加の工事用道路の設置や施工班数の増加など、施工計画を見直したものの、当初予定の施工効率の確保は困難。
○さらに、隣接する切土区間（小砂川地区②）では、当初想定より浅い位置から硬い岩の発生が確認されており、施工期間の増加が想定。

※未開通区間のIC名称は仮称



▲被災前後の施工計画のイメージ

＜切土区間（小砂川地区①）の状況＞

・被災による工事進入路の制限により、片側からの施工に計画を見直す必要。



▲被災箇所の状況

＜切土区間（小砂川地区②）の状況＞

・掘削工事に着手したところ、想定していた岩盤線よりもさらに浅い位置で軟岩や中硬岩の岩盤を確認。



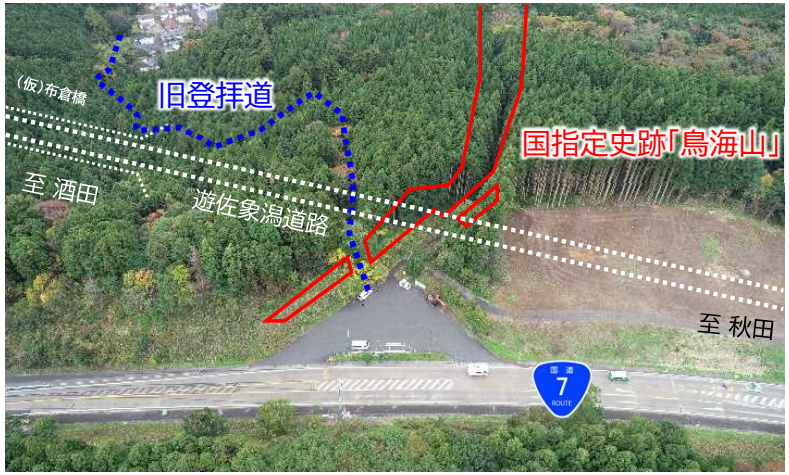
▲岩質の状況



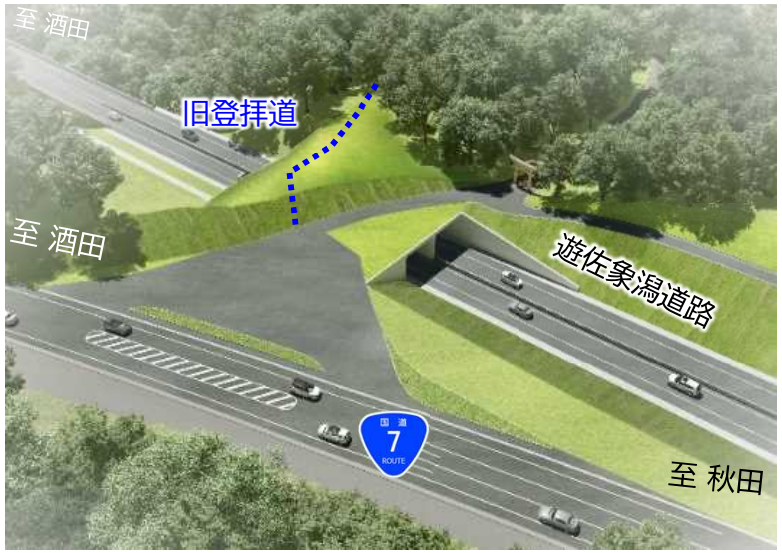
▲中硬岩 掘削状況

国道7号　遊佐象潟道路（②史跡保存内容の変更）

〇国指定史跡「鳥海山」の一部を通過することから、当初は道路通過部の復元は函渠とし、上部は平場として保存する計画。
〇設計を進めるにあたって行われた史跡調査の結果、史跡範囲外の「旧登拝道」が史跡としての価値を構成するものとして評価された。
〇そのため、旧登拝道を含む地形を函渠上部に復元して保存する計画への変更が必要となった。
〇引き続き、追加の現地調査や設計、施工において対応が必要な状況。

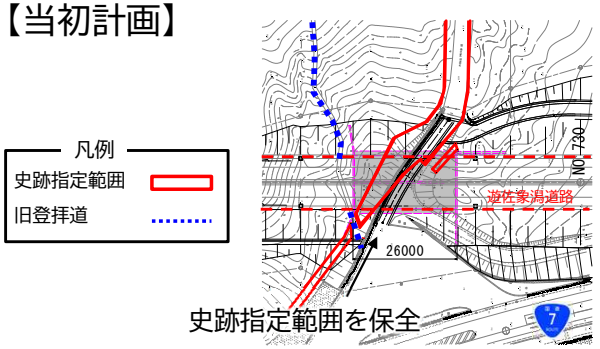


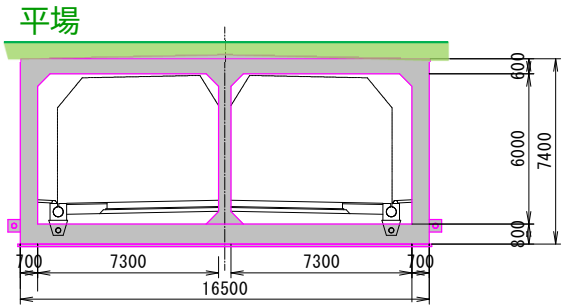
▲国指定史跡「鳥海山」と遊佐象潟道路の状況



▲旧登拝道を保全する計画に変更

【当初計画】





【変更計画】

